

次期山形市一般廃棄物処理基本計画の策定について

1 策定の目的

市民・事業者・行政が連携してごみの減量とリサイクル及び廃棄物の適正処理を推進し、循環型社会の形成を目指すことを目的に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき次期山形市一般廃棄物処理基本計画を策定するもの。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

- 第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。
- 2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
 - 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
 - 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
 - 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

2 計画の期間

国の定める策定指針において、計画の目標年次は10年～15年先におき、概ね5年ごとに改定することと示されていることから、次期計画の期間は令和5年度から令和14年度までの10年間とする。（中間見直し年度：令和9年度）

※現在の山形市一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成30年度～令和9年度）

3 内容及び構成

現計画策定以降に定められたプラスチック資源循環促進法（令和4年4月施行）や第4次山形市環境基本計画（令和3年3月策定）、及び社会状況の変化を踏まえ、本市のごみ・し尿等の発生量の見込み、処理に関する基本的な方針や、排出抑制のための施策等について定め、構成については、現計画と同様とする。



4 策定のスケジュール

R4 年度	7 月	<u>第 1 回山形市清掃問題審議会（7 月 11 日）</u>	計画策定について
	8 月～10 月	策定に係る関係課会議	計画骨子案
		清掃問題審議会幹事会	
		<u>第 2 回山形市清掃問題審議会（10 月 17 日）</u>	諮問、骨子案について協議
	12 月	市議会常任委員会	計画骨子案
	11 月～1 月	策定に係る関係課会議	計画案
		清掃問題審議会幹事会	
		<u>第 3 回山形市清掃問題審議会（1 月頃）</u>	計画案について協議
2 月	<u>答申</u>		
3 月	市議会常任委員会	計画案	
	市政経営会議		
	計画策定		
R5 年度	4 月～5 月	計画冊子印刷・広報やまがた特集記事掲載	

